

内水面漁業権の一斉切替えに関する取扱方針

1 漁場計画の作成の基本的な考え方

漁業権の免許に先立つ漁場計画の作成は、内水面を総合的かつ高度に利用し、漁業生産力の維持発展と漁業振興を図る観点から行うものとする。

漁業調整上の問題その他公益上支障を及ぼすことが考えられる区域については、特にこれらの調整を図ったうえで内水面漁場計画を作成する。

今回の漁業権の切替えは、全ての漁業権について行われるが、漁場利用の見直しを含めて現漁業権行使の実態に即して作成するものとし、新規漁場計画については計画理由に基づき、その他諸般の調整上の見直し等を勘案してその設定を進めるものとする。

2 全般的取扱い

(1) 河川法、港則法、漁港漁場整備法及び海岸法等の適用区域内の取扱いについて

漁場区域内の全部又は一部が関係法令の区域に及ぶときは、漁業権免許と同時にこれら関係法令の規制を重複的に受けることになるので、予め協議し調整を図るものとする。

(2) 漁業調整及び公益上の問題区域について

漁業調整上の問題並びにその他公益上支障を及ぼすことが考えられる区域については、特にそれらの調整が整った場合について漁場計画を設定する。

(3) 休業漁場等の取扱いについて

現存漁業権のうち、行使する組合員がいない漁業、あるいは事実上の休業により権利取得のみの状態にある漁場及び漁場環境の悪化により漁場価値のないものについては、漁業法第63条の主旨にそわないので漁場計画を設定しないものとする。

(4) 類似漁業権について

内水面漁場計画の作成の時ににおいて、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定するものとする。

(5) 漁業調整上、知事が特に必要と認める事項の取扱いについては、別に定めるところによる。

(6) 団体漁業権を有する漁業協同組合は、漁業法第74条第2項の漁業生産力を発展させるための計画を作成し、1年に1回以上の点検を行うものとする。

(7) 漁業権者は、漁業法第90条第1項に基づき1年に1回以上、資源管理の状況、漁場の活用の状況等について県に報告しなければならない。

3 共同漁業権の取扱い

- (1) 共同漁業権は、一般的にはその漁業の操業に必要な最小限度の区域であって、組合が管理できる範囲で定めるべきであり、その性格上漁場利用の点において各種漁業権やその他の漁業の根幹をなすものであるから、漁場計画の設定に当たっては、区画漁業並びに一般主要漁業等との調整を検討しつつ進めるが、経済的な価値のないもの又は操業する可能性がないものについては漁業種類から除くものとする。
- (2) 第一種共同漁業は、漁業関係者による資源培養と自治的な漁場管理を特に必要とするものである。このような観点から、免許後において種苗放流や行使規則等による積極的な漁場管理を行えるものについて漁場計画を設定する。
- (3) 第五種共同漁業権は、資源の増殖及び漁場の管理面から考えて、従来どおり漁業資源が同一と考えられる一河川においては一漁業権を原則とする。ただし、河川の性状、水産動植物の生息、分布、増殖等の条件及び流域の社会経済的条件からみて「一河川一漁業権」の原則を適用することが困難と考えられる場合は、実状に沿って区分することもやむを得ない。
- (4) 第五種共同漁業権は、漁業法第 168 条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要とされる。このため、免許の対象となる魚種については、増殖が可能な魚種であることとする。ただし、コイについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から内水面漁場管理委員会指示により放流・移植の制限をしており、増殖を行う意思があっても実際増殖行為を行うことができないことになるが、漁業権の対象魚種とする。
- (5) ブラックバス、ブルーギル等の外来魚については、在来種への食害や生態系への影響が懸念されていることから駆除することが望ましいので、漁業権の対象魚種とはしない。

4 区画漁業権の取扱い

- (1) 漁場計画の設定に当たっては、共同漁業及びその他漁業との調整を図るとともに、養殖業の成長産業化と養殖漁場の環境保全に努め、養殖経営の安定を期するものとする。このため、養殖施設の規模及び数は、原則として現行の行使規則の範囲を超えないものとするが、漁業者や関係組合等の意向に配慮しつつ柔軟に検討していくものとする。
- (2) 魚介類を単に市場操作上あるいは餌料用として短期間、一定の場所で飼育するものについては、漁場計画を設定しないものとする。

5 漁業権行使規則の事前検討

- (1) 既存の漁業権行使規則は、漁業権の切り替えによりその効力を失うので、新免許に基づく漁業権行使規則を制定する必要がある。行使規則は漁場計画と重要な関連性を持っているので、その策定に当たっては十分な事前検討を行うものとする。
- (2) 行使規則の制定は、総会（又は総代会）の特別議決を要するが、総会において承認を得る以前に地元地区等に住所を有する関係組合員(正・准組合員)の 3 分の 2 以上の書面同意を必要とする（第五種共同漁業権は不要）。
- (3) 特に行使規則の内容に関しては、その漁業権の行使が特定の者に固定化し紛争を惹起することがないように、行使する組合員の資格の定め方、行使の方法、行使する期間等具体的な内容を明確にするものとする。
また、行使の実態を把握するため行使者名簿を備え置くものとする。

- (4) 漁業権を共有する場合の行使規則の制定に当たっては、共有する漁業権者全てと行使協定を締結するものとする。
- (5) 漁業権の管理に要する経費に充てるため行使料を徴求することは水産業協同組合法第22条第1項により定められているが、その算定にあたっては、漁場利用の程度に応じた金額であって、総会で算出根拠を示し決定するなど透明性の確保を図るものとし、その額を行使規則に記載すること。
- (6) 区画漁業権行使規則は、持続的養殖生産確保法に基づく「持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針」を踏まえ、養殖漁場の改善や特定疾病のまん延防止措置等を勘案し策定するとともに、特に、同法の規定により漁場改善計画を策定した漁業協同組合にあつては、当該改善計画の内容との整合性が図られていること。
- (7) 組合員行使権の行使状況等の報告について規定すること。

漁場計画設定申請要領

漁場計画設定については前掲の「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針」にそって、次により申請するものとする。

- 1 漁場計画設定申請は共同、区画漁業について、それぞれ様式第1号による申請書を漁場（漁業権）ごとに提出すること。
- 2 提出部数は1部を提出すること。
- 3 提出期間 令和4年11月28日(月)から令和4年12月22日(水)まで
- 4 漁場計画の設定に当たっては、河川管理者等関係管理機関と事前協議し了解を受けること。
- 5 申請に必要な添付書類は次のとおりとする。ただし同一申請者が複数の申請を同時に行う場合には、共通する書類を省略できる。この場合、申請書の添付書類一覧に例えば「内共第〇〇号の申請書に添付」のように省略した書類の所在を明記しておくこと。

(1) 共同漁業

- ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・様式第2号
- イ. 「共同漁業漁場計画書」（第一種、第五種それぞれ個別にまとめる）
・・・様式第3号
- ウ. 総会（総代会制をとる組合にあっては総代会。以下同じ。）又は理事会の議事録の抄本
- エ. 新規の漁場計画については「関係地域の調整が完了したことを証する書類（同意書又は協定書等）」（漁業種類の削除の場合は不要）
- オ. 漁場図（縮尺を明記）
- カ. 増殖実績並びに増殖計画書（第五種共同漁業のみ）・・・様式第4号
- キ. 漁業権行使規則（案）
- ク. 漁業権遊漁規則（案）（第五種共同漁業のみ）

(2) 区画漁業

- ① 現存漁業権とおおむね等しいと認められる漁場計画
 - ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・・・・・・・・様式第2号
 - イ. 区画漁業漁場計画書・・・・・・・・・・様式第5号
 - ウ. 総会又は理事会の議事録の抄本
 - エ. 漁場図（縮尺を明記）
 - オ. 施設の構造図及び配置図
 - カ. 漁業協同組合ごとの「全体計画一覧表」・・・・・・・・・・様式第6号
 - キ. 漁業権行使規則（案）

② 新規漁場計画

- ア. 共同して申請する場合は「代表者選定届」・・・・・・・・・・様式第2号
- イ. 区画漁業漁場計画書・・・・・・・・・・様式第5号
- ウ. 総会又は理事会の議事録の抄本
- エ. 漁場図（縮尺を明記）
- オ. 施設の構造図及び配置図
- カ. 漁業協同組合ごとの「全体計画一覧表」・・・・・・・・・・様式第6号
- キ. 関係地区の調整が完了したことを証する書類（同意書又は協定書等）
- ク. 漁業協同組合以外のものが申請する場合は「地元漁協との漁業調整が完了したことを証する書類（様式第5号「他種漁業との調整上の問題点」欄に証明を受けること）」
- ケ. 知事が必要と認めるもの

③ 団体漁業権の場合、区画漁業権の申請にあたっては、漁業権行使規則（案）も同時に提出すること。